

平成 22 年度 第 1 回定期総会

議 事 録

日 時 : 平成 22 年 6 月 21 日 (金) 午後 2 時から午後 4 時まで

会 場 : 神戸市・神戸ポートピアホテル本館 B1 借楽の間

議 長 : 東北地区 長沢 光章 東北大学病院
中国地区 板羽 秀之 広島大学病院

資格審査委員(兼議事運営委員) :

委員長 四国地区 永峰 康孝 徳島大学病院
委 員 北海道地区 橋内 健一 医療法人 耳鼻咽喉科麻生病院
同 東北地区 大花 昇 福島県立医科大学附属病院
同 関東甲信地区 佐藤 邦彦 北里大学東病院
同 中部地区 山本 幸治 済生会松阪総合病院
同 近畿地区 白波瀬 浩幸 京都大学医学部附属病院
同 中国地区 西川 清司 財団法人 鳥取県保健事業団総合保健センター
同 九州地区 原田 佳代子 鹿児島市医師会臨床検査センター

日臨技理事 金子 健史 日本臨床衛生検査技師会
書 記 : 神奈川県 横山 一紀 社会福祉法人恩賜財団 済生会横浜市東部病院
理 事 田上 稔 日本臨床衛生検査技師会

議事録署名人 :

東北地区 堀川 良則 新潟大学医歯学総合病院
中国地区 岡田 健 岡山大学病院
司 会 : 専務理事 金子 健史 日本臨床衛生検査技師会

《資格審査委員長報告》

会員数 43,076 名（平成 22 年 4 月 1 日時点）、出席者数 33,558 名（当日出席者：147 名、委任状出席者：33,411 名）であり、定款第 28 条に基づき本総会が成立していることが宣言された。

《第一号議案》 平成 21 年度 事業経過報告

◇高田 鉄也会長より議案書に沿って事業報告があった。

私から総括的なお話しをして、その他につきましては各担当の方からご報告させていただきます。まず、3 月総会のとき前会長から 22 年度の執行部の方には多くのものを積み残したという話がありまたことはご承知のことと思います。特に多くのものを積み残されたということはありませんが、肝心なものが一、二あったということでございます。その点をお話したいと思います。

まず、4 ページ、これは 21 年度の執行部が書いたものでございますが、そこでございますように、健康増進普及啓発事業や国民の啓発事業としては、かなりいろいろな手を使い進めてきたということは、お分かりになっていただけたと思います。

それから、2 番目といたしまして、臨床検査の生命線と銘打った臨床検査精度管理調査と標準化を含めた臨床検査精度保障を相当年数やっております。実は、21 年度で完結するべきところがまだ若干残っているということがございます。精度管理調査に関して言いますと、3,558 参加数があり前年よりも少しずつ増えているということです。ただ、これは参加数でございます、医療機関としての参加数ではないのです。基本項目プラス病理とか輸血とかを全部含めた参加数ですので、これは今後の問題であろうということをご反省しているところでございます。

それから、上の方でございます公益法人への移行ということです。これはこの総会の一番最後に 22 年度の今後の事業の骨格をお話することでございますから、そのときに詳しくご説明申し上げますが、今までは公益法人へ移行するという観点でやってきました。皆さまご承知のとおり、いろいろな医療団体はほとんど申請はしていない。なぜしていないかといいますと、非常に公益法人を取るのが前よりもハードルが高くなってきていると思われるからです。皆さん方も、県の行政とお話するときには比較的楽な感じで受け取っておられると思います。しかし、国と県とは全く違います。国の方は非常に厳しくなっているということを少しご理解いただきたいと思います。なぜかと申しますと、政府の執行体制が変わりましたね、ご存じのとおり。それで、公益等認定もメンバーが代わりました。さらに厳しくなっていることをお話すると、皆さんは理解していただけるのかなと思います。事業仕分けもかなりやっておりますし、それに関連して、と言うと皆さんもご理解いただけたらと思っております。

また後ほどお話ししますが、今後はどうしていくかという話になりますが、80%公益と 3 月のときにお話が出てまいりましたが、項目だけを振り分けたときには 80%です。これが申請したときにはどうかということは不明です。これが、21 年度の継続事業になったということで、また最後にお話します。あとは各担当からご報告いたします。

◇才藤会長代行より監理企画について議案書に沿って報告があった。

それでは、監理企画部から報告をさせていただきます。

議案書の 5 ページから 9 ページでございますので、目を通していただければと思いますが、まず公益認定取得については、公益認定取得に向け、定款・諸規程検討委員会にて改正案を検討したということでご

ございます。先ほど会長の話もございましたように、コンサルティング業者に診断を依頼した結果、公益社団法人への移行の助言を受けております。

2番目ですが、組織執行体制、会務執行体制は、現執行体制により各事業を展開してございます。諸会議の開催でございますが、理事会をはじめとする各種会議は、電子会議を含めて行ってございまして、おおむね予定どおり開催を終わっております。

監査でございますが、業務監査、会計監査を次の日程で受けてございます。平成21年4月21日に平成20年度の監査、平成21年10月21日に平成21年度の間接監査を受けてございます。

4番目ですが、定期総会の開催は予算および決算総会を開催することになっております。第1回定期総会は決算総会で、東京で開催しております。また、第2回定期総会は予算総会で、東京で開催しております。

5番目ですが、代議員会の開催、これは平成22年1月23日に東京の方で開催しております。

6番目ですが、会長を囲むタベ、都道府県技師会の申請による「会長を囲むタベ」に出席し、意見交換をしております。

7番ですが、行政、その他への対応ということで、厚生労働省、これは医療事故情報収集等事業報告書公表の通知を受け、ホームページに掲載しております。あと政党ですけれども、平成21年12月8日、公明党臨床検査技師制度改革議員懇談会に平成22年度予算編成に関する要望書、「臨床検査データの標準化と精度保障に関する事業」を提出し、説明をしております。

8番でございますが、関連団体・学会への対応ということで、関連団体に対し、基本的に従来どおり派遣をはじめとして対応してございます。特に、当会と同格の法人組織に対しましては、当会と基本方針を異にする対応は慎重に行っております。

2番目ですが、日本学生支援機構とJIMTEFが主催する「国際医療技術学生合同セミナー」に講師を派遣し、参画しております。また、日本マタニティビクス協会より協力依頼の「マタニティ&ベビーフェスタ2009」に参画しております。

臨床検査の紹介ということで、これは継続して行っておりますが、中日新聞、東京新聞のコラムに「臨床検査のはなし」を掲載しまして、国民向けに臨床検査の紹介をしております。これは平成20年11月7日より平成22年3月31日までに行っておりまして、発行部数は400万部でございます。

平成21年度「医療安全推進週間」への対応ということで、例年のとおり厚生労働省より平成21年医療安全推進週間への後援依頼があり、これも対応しております。

平成21年度健康増進普及月間、これは国民健康増進協力事業として「傷絆創膏」を12万5,000部作製しています。これを都道府県技師会の協力のもと国民に配布・広報しております。

12番ですが、女性部会の設置ということで、臨床検査、技師会活動を含み、女性技師の視野から多面的にお話をいただいて検討し、答申を受けてございます。

13番目ですが、公益事業企画推進委員会の設置ということで、当会が行うべき公益事業を統括するとともに事業を推進しております。これは、後で組織制度部の方から話がございます。

14番ですが、診療報酬改定対策委員会の設置ということで、診療報酬改定対策委員会を設置しまして、平成21年9月21日に次期改定要望書を厚生労働省に提出しております。

15番ですが、倫理問題に関する啓発活動の実施ということで、日本臨床検査薬協会が実施しております8地区に、臨床検査業務上の倫理についての勉強会へ地区担当理事を中心として参画し、会員の啓発活動を行ったということでございます。

あと各種団体への派遣ということで、日本医師会をはじめとする各種団体へ役員等を派遣しております。

◇金子専務理事より事務局について議案書に沿って報告があった。

事務局の方からご報告させていただきます。

17番、主務官庁への報告でございますが、厚生労働省へ、1)から4)まで報告書を提出いたしました。

18番、会員数でございますが、昨年の12月31日現在の会員登録状況は、ここに記載されているとおりでございます。お目通しをお願いいたします。

19番が、諸会議の開催状況でございますが、理事会・部会議は、◇のところでございます。理事会から国際事業部会議まで、ここに記載されているとおりでございます。

次に、各種委員会でございます。その開催回数が、定款・諸規程検討委員会から、8ページの第3回AAMLS学会実行委員会というところまでです。

8ページの上から6行目、「認定検査技師制度あり方検討委員会」に誤植がありましたので申し訳ございません。そこから5つ下がっていただきまして、「精度管理調査委員会」とありますのは、部会でございます。1つ置いて「データ標準化委員会」も部会でございます。

20番、無料職業紹介事業ですが、現在、2名の協力者のもとに事業を推進しております。就職決定者、マッチングがなかなかうまくいきませんで、8名ということでございます。

21番、広報宣伝活動でございますが、1)が、臨床検査の普及啓発のためのリーフレットを都道府県技師会経由で国民向け配布をしております。2)が、各都道府県で行われる健康フェア等に使用する目的でリーフレットを配布、あるいはパネルの貸し出し等を行いました。

22番、日臨技会館の維持管理でございます。日臨技会館の有効利用を図るということで会議室の貸し出しを行いました。それから、定期的なメンテナンス、セキュリティの徹底管理を図りました。

23番、日臨技リンクスでございますが、ここに記載されてございますので、最後に会長の方から説明があると思います。24番の責任賠償保険、21年は1万5,419名、このことについても最後に会長の方から触れられると思います。

25番、各種割引制度ということで、これは26番のJAMT共済ネットと関連することでございますが、1)から4)まで、このような福利厚生事業を普及推進しているところでございます。

27の表彰事業、昨年度は永年職務精励者表彰が1,164名、特別賞2名、功労賞4名、会長賞2名、優秀論文賞6編、優秀演題賞7編ということで、21年度の分がきょう、会長賞、功労賞、あと永年職務精励者表彰が先ほど済みしましたけれども、残りの部分、日韓交流功労者賞と結核研究奨励者賞はあすということでございます。

◇高木理事より財政経理部の事業報告について議案書に沿って報告があった。

9ページ、10ページ、28番から31番になります。

28番、一般会計収支状況です。決算報告は、第二号議案として上程させていただきますが、9月末決算額および各部局からの補正予算申請をもとに、次ページの1)から5)の新規ならびに重点事業に対して補正予算を組み、対応しました。

29番、各種助成金・分担金、1)から6)について、各地区、都道府県への助成を行いました。30番と31番ですが、効率的な財務運営のため、会員カードの見直し、会費等の自動引き落としについて検討する

とともに、会費未納者について地区担当理事を通して各都道府県技師会長に会費納入を依頼しました。以上です。

◇五内川里子理事より組織制度部について議案書に沿って報告があった。

それでは、10 ページ、11 ページ、組織制度部から報告申し上げます。

32 番、組織強化、各地区連絡協議会へ役員を派遣いたしまして、日臨技の活動方針および事業活動状況を迅速かつ適正に伝達いたしました。

33 番、公益社団法人制度への対応といたしまして、申請の準備として、定款・諸規程検討委員会において定款・諸規程の検討を行いました。

34 番、公益特別事業健康増進普及啓発活動についてということで、健康増進普及啓発活動といたしまして、(1)「世界医学検査デー・臨床検査普及月間」における臨床検査の啓発活動といたしまして、21 年 4 月 11 日から 17 日に 30 会場で大型街頭ビジョンを使用した生活習慣病啓発映像を放映いたしました。

2 番目といたしまして、がん征圧、乳がん撲滅に関する事業として、21 年 9 月、10 月に 36 都道府県技師会に 30 万円を事業委託いたしました。

3 番目といたしまして、「世界糖尿病デー」における臨床検査技師による糖尿病予防フォーラムといたしまして、東京と大阪におかれまして公益事業を行っております。平成 21 年 11 月 15 日、国民を対象に臨床検査技師による糖尿病予防フォーラムを下記のような状況で開催いたしました。東京は、東京コンフォレンスサピアタワーにおきまして、市民公開講演会パネルディスカッション、簡易血糖検査体験コーナー、展示・試食・試飲体験を行っております。西日本地区におかれましては、大阪国際交流センターにおいて、講演会、健康相談、体験イベント等を実施いたしました。

4 番目といたしまして、「世界エイズデー」におけるエイズ・STI 予防に関する事業といたしまして、エイズ予防啓発ポスター、小型リーフレットを作成いたしまして、各都道府県技師会に送付いたしました。会員所属施設ならびに学校、公共施設、関係団体等への配布と掲示を依頼いたしました。平成 21 年 11 月 28 日から 12 月に、43 都道府県技師会に 30 万円の事業委託をし、啓発ポスター、啓発ティッシュ、啓発事業の実施、健康まつり等への参画をしております。

5 番目といたしまして、生活習慣病予防啓発に関する事業といたしまして、平成 22 年 2 月に 25 都道府県技師会に 30 万円で事業委託し、啓発事業を実施いたしました。

全国感染症予防撲滅対策活動といたしまして、感染症の予防および撲滅に向けて「新型インフルエンザ対策緊急研修会」を開催いたしました。これは 9 月 6 日に東京の日本教育会館で、新型インフルエンザ対策緊急研修会ということで「新型インフルエンザ第 2 波に備えて」ということで開催いたしました。

35 番、日臨技共催公益目的事業への対応といたしまして、公益事業に限定いたしまして、日臨技と各都道府県技師会の共催事業を 24 道府県技師会 35 事業を認定し、費用支出を行いました。その道府県は以下の記載のとおりでございます。

36 番、AED に関する実技講習会を実施いたしました。これは昨年も行っておりまして、今回は 7 都道府県技師会に助成を行いました。

37 番、医療安全対策への対応といたしまして、医療安全に関する資質の向上および管理者を目指す会員の実践を目的とする研修会を実施いたしました。平成 22 年 1 月 22 日東京で、「医療安全対策・臨床検査安全管理者研修会」というタイトルで実施しております。以上です。

◇町田理事より情報調査部について議案書に沿って報告があった。

11 ページ 38 から、12 ページ 41 まで報告させていただきます。

まず、38 番、組織調査・情報技術関連でございますけれども、組織対策につきましては、各種アンケートの分析や、それをもとにした企画を行い、情報組織としての一元化を図ってまいりました。組織調査に関しましては、こちらでは「現在調査中であり」と書いてございますが、3月の総会の方で既に報告をさせていただきます。

また、第三次マスタープランならびに平成 18 年度 ICT 戦略委員会提言に基づきまして、検査技師養成課程カリキュラムを踏まえながら、現場の検査技師、情報担当、大学・大学院生をターゲットにした「検査技師のための情報技術ガイド」を作成中であります。

さらに、デジタルデバイド解消の一環といたしまして、データベース活用スキルアップ研修会を本年度中に開催する予定でありましたが、会場の都合により次年度早々に開催することといたしました。

39 番、JAMTIS 関連でございますけれども、昨年度の総合情報管理委員会の検討事項であります「新公益法人を見据えた情報システム構築」に基づき検討いたしまして、システム自体のスリム化を目的といたしました再構築案を作成いたしました。詳細は、その下に書いてあるとおりとなっております。

40 番、ホームページ関連ですけれども、前年度は「見てもらえるホームページ」というものを目的といたしまして、国民のための検査に関する情報、あるいはホームページのマイナーチェンジを随時実施いたしまして、発信基地としての役割に努力をいたしてまいりました。

1) ですけれども、厚労省発通知および情報、2) 第 3 回 AAMLS 学会をはじめ英文ページの充実、3) 国民を対象とした特定健診など臨床検査情報を動画で配信いたしました。4) 公開講演会、研修会等をビデオライブラリーとして一部を動画配信しております。5) 中日新聞に掲載されている「検査のはなし」をホームページの方に掲載しております。6) ICT 戦略委員会答申を受けて、会員のための e-ラーニングの試行を行いました。アンケートも行いまして、それに基づいて改定版を作成し、さらにライブラリーの追加、ビデオ教材の充実、会員からの意見公募や各種 Q&A などへの対応を目的といたしまして、一時的に掲示板の開設を行い、そのテストを行ってまいりました。

41 番、e-ラーニングの導入、今、e-ラーニングにつきまして説明させていただきましたけれども、平成 22 年度より本格的な稼働に入るよう、この時点では準備を行っております。以上です。

◇小栗理事より精度保障部について議案書に沿って報告があった。

それでは、精度保障について 42 から 46 を報告させていただきます。

42 番、臨床検査精度管理調査、今年度調査は、輸血検査の血液型検査に加え、昨年度までオプション項目であったヘモグロビン A1c、微生物検査の塗抹検査の 3 つを基本項目に追加し、診療報酬点数改訂に伴う検体検査管理加算に対応できるように実施いたしました。参加施設数等は以下のとおりであります。参加施設数 3,558 施設で、昨年より 74 施設の増でありました。調査結果回答方法につきましては、ウェブが 2,185 施設、FD は 1,373 施設でありました。評価方法につきましては、前年度に引き続き、評価対象問題には○、△、×の評価を行った。

43 番、臨床検査精度管理調査報告会、昨年度に引き続きまして総合報告会を平成 22 年 3 月 6 日の土曜日に読売ホールで開催し、370 名の参加を得た。

44 番、臨床検査データ標準化事業、1) 事業2年目となる昨年度から、47 都道府県技師会すべてが参加をしていただきまして、最終年度である本年は、それに加え衛生検査登録所6施設の参加を得て、合計171基幹施設と検査値標準化ワーキンググループが連携をとり、標準化を推進した。また、全国都道府県の基幹施設を中心に、標準化が検証された施設による基準範囲設定事業を進めた。

2) 臨床検査データ標準化事業は、都道府県技師会とともに展開することが必須であるため、臨床検査データ標準化事業全国代表者会議を平成21年4月25日土曜日に開催した。

3) 臨床検査データ標準化および臨床検査精度管理調査のデータ処理システム再構築のための仕様を作成し、構築に向けて作業を進めた。

45 番、日本臨床検査標準協議会、JCCLS ですが、日本臨床検査標準検査協議会に役員を派遣した。また、ISO/TC212 国内検討委員会ワーキンググループ1~4、尿検査標準化委員会ワーキンググループ、それから認証委員会、標準物質トレーサビリティ認証委員会に委員を派遣し、事業に参画した。

46 番、日本医師会精度管理調査事業への参画、日本医師会精度管理検討委員会に委員を派遣し、専門職種の立場から協力した。以上でございます。

◇長迫理事より学術事業部生涯教育関連に関わる事業について議案書に沿って報告があった。

47 番から52 番までご報告させていただきます。

47 番、検査研究部門研修会でございますが、各都道府県等のご協力のもと、予定しておりました19研修会すべてを無事終了することができました。

内訳といたしましては、生物化学分析部門4研修会、生理機能検査部門5研修会、形態検査部門全領域4研修会、感染制御部門3研修会、移植検査部門2研修会、総合管理部門1研修会でございます。詳細につきましては、記載のとおりでございます。開催日程、開催地等は記載のとおりでございます。

48 番、日臨技奨励研究、平成21年度の日臨技奨励研究は以下のとおりでございました。特別研究2題、助成研究1題、プロジェクト研究1題でございます。

49 番、生涯教育研修事業、一般教育研修課程の平成20年度の修了証書を平成21年4月21日付で4,880名に発行いたしております。追加が5名で、累計は4,885名でございます。

ここでお願いでございますが、研修会が終わられた後に登録の遅れる技師会が見受けられますので、行事終了後は速やかに登録をお願いしたいと思っております。

50 番、医療研修推進財団主催講習会への協力、例年協力を行っておりますが、平成21年度につきましても、東地区は21年10月15日から17日まで日臨技会館で参加者数88名、西地区は12月10日から12日まで大阪市で79名の参加者を得て講習会が開かれました。

51 番、日本医学検査学会、第58回日本医学検査学会を神奈川県担当で開催いたしまして、平成21年7月30日から8月1日の3日間、パシフィコ横浜において開催いたしました。入場者数は3,538名、展示場入場者数が3万6,024名でございました。学会組織委員会と学会運営部会をそれぞれ開催いたしております。組織委員会ならびに第59回学会運営部会、第60回学会運営部会を開催いたしております。それと、第61回日本医学検査学会の担当県といたしまして、三重県技師会から立候補届を受理いたしました。

52 番、平成21年度各地区学会の開催につきましては、各地区1番から7番までの記載のとおりでございます。以上です。

◇米坂副会長より学術事業部 渉外・各種認定関連に関わる事業について議案書に沿って報告があった。

53 番から 55 番までを担当しております。

日臨技主導の認定制度でございますが、1) から 3)、これは試験の日程でございます。4) に各認定の受験者数と合格者数を記載しております。

54 番、臨床検査技師認定機構による認定制度でございますが、これに対する学会、審議会、協議会等に役員を派遣しております。情報交換のために送っております。1) から 5) まで、記載のとおり日程で行われております。

55 番、その他各種認定制度への対応でございますが、1) 認定 CRC 制度でございますが、全国の学会みないな形で「第 9 回 CRC と臨床試験を考える会議 2009 in 横浜」、これは当会が主催という形で昨年 2 日間にわたって行いました。参加者数は 2,900 名で、予算上もすべて滞りなく終了しております。それに関するプログラム委員会は、それまでの間実施したと。それから、第 8 回目になりますこの CRC の研修会、これ 3 日間研修でございますが、参加者数 40 名で、当会館で開催しております。

糖尿病療養指導士等の広報、情報コーナー等は、例年どおり実施しております。

NST のサポートチームに関する研修会につきましては、3 月 7 日に大阪の方で実施しております。受講者数は 93 名でございました。

4) MR 専門技師者認定でございますけれども、平成 22 年度以降は、いろいろ書いておりますが、当会の方で役員派遣して今後対応するという事です。

認定あり方検討会の方を昨年の 7 月 11 日、これは日臨技として認定制度をどのようにしていくかということ、改めてこの会議の中で話し合っております。その結果については既に出しております。

6) でございますが、総合監理技師制度につきましては、皆さんとお約束したとおりに、1 月、2 月、3 月それぞれ 3 回のワーキンググループの会合を開きまして、今月の会報 JAMT の方にその報告かたがた掲載させていただいております。

以上でございます。

◇川島常務理事より出版事業部について議案書に沿って報告があった。

19 ページの 56 番から 58 番までを説明させていただきます。

会誌「医学検査」の発行ですが、以下の 4 項目についてご説明申し上げます。

投稿依頼論文に関しては、3 月 13 日現在で 100 編ございまして、18 年の助成研究報告 2 編、19 年度の助成研究報告を 2 編、青年海外協力隊のシニア海外ボランティアを 6 編掲載しております。

特集としては、日本神経病理学会のプリオン病剖検・病理検査ガイドライン 2008、新型インフルエンザ対策の緊急研修会「新型インフルエンザ第 2 波に備えて」を掲載しました。

論文査読に関しては、迅速な処理を目指すとともに、著者の論説を重視するとともに、投稿の初心者に関しては指導を行う形で行いました。

表紙の体裁ですが、59 巻の 1 号、今回の第 59 回医学検査学会開催担当県の和歌山県技師会の要望を取り入れまして、オレンジ色を採用して、皆さまのところに配布していると思います。

57 番として、会報 JAMT の企画・編集ですけれども、図書発刊企画委員会が担当しまして、論説、情報などを毎月掲載しております。

次に、平成 21 年度における新刊の発行の書籍は以下のとおりであります。1 番の「認定心電検査技師のための心電図の読み方」を平成 21 年 5 月 31 日に発行しています。

また、最後の方で間違いがありますので、訂正していただきたいのですが、「染色体遺伝子検査の基礎と臨床応用」と「臨床検査精度保証教本」を、の後に「平成」が抜けていますので、平成を入れていただきまして 22 年 3 月 30 日に発刊いたしました。

以上、ご報告いたします。

◇湯浅理事より国際事業部について議案書に沿って報告があった

国際事業部の報告をさせていただきます。

59 番から 65 番まででございます。

59 番、大韓臨床病理士協会との交流でございます。これは毎年のことなのですが、昨年 21 年度第 1 回の日韓代表者会議を昨年 6 月 19 日に韓国で行い、小崎会長、それから谷口常務理事を派遣しました。

第 2 回目の日韓代表者会議は、同じく 7 月 29 日にパシフィコ横浜で開催しました。日韓協定に基づきまして、代表団 3 名および功労者表彰者 2 名をこちらの方に招待をされております。

60 番目は、第 3 回のアジア臨床検査技師会学会、AAMLS 学会でございます。1) でございますが、会期、昨年 7 月 30、31 日にされております。中身としましては、学会長講演、それから特別講演の I、II、シンポジウムの I、シンポジウムの II、学生フォーラム、一般演題ということで、会員の皆さま方大変なご協力いただきまして成功裏に終わることができました。

そのとき同時に開催されました理事会でございますが、そこには加盟国のブルネイ、中国、インドを除きましたそれぞれの国の理事が参加して開催されました。その中で、台湾が新しいメンバーとして正式に承認されました。それまではオブザーバーとして参加されていたんですが、この理事会をもって承認をされました。

主な執行体制なんですが、会長はタイのラチアナさん、それから副会長はシンガポールと台湾、会計はマレーシアということになりました。それから、第 4 回の学会はシンガポールで開催されることも、ここで承認をされました。

61 番ですが、中華民国、要するに台湾技師会との対応ということで、これも昨年と同様に学術を中心として交流を実施いたしました。

62 番、開発途上国への技術支援ということで、これも毎年のことなのですが、例年どおり英文フォトサーベイ AAMLS 加盟国 11 カ国 1 地域および J I C A の検査技術コースの研修員を含めて実施する準備を進めてまいりました。

63 番目は、個別研修・集団研修への協力、これも昨年と同様、JIMTEF、それから JIMTEF が実施する集団研修・個別研修への協力もしました。また、AAMLS の加盟国間のネットワークづくりのために、日本で研修を終えた研修生へもその情報支援をいたしました。

64 番、IFBLS2009 の活動にも支援をいたしました。1 つは、昨年 11 月 20 日から 22 日に千葉・幕張メッセで開催されました IFBLS の評議員会・代表者会議の準備を支援し、そしてまた小崎会長、国際部の担当員 3 名を派遣いたしました。さらに、IFBLS のアンケートの協力や資料、情報の提供などを行いまして、IFBLS より発信される各種の情報を日本の日臨技の会員へ提供しました。また、世界医学検査デーの広報活動の推進とか、ホームページを通じた連携の強化にも努めてまいりました。3 番目として、IFBLS のエキスパートグループの活動に資料の提供と、日本の情報調査部からの e-ラーニングの技術の支援を行いました。

65番としては、関連団体への協力ということで、今回の学会でもそうなのですが、JICAとかJIMTEFが展開する広報活動にも協力をしてまいりました。以上でございます。

《第二号議案》 平成21年度 決算報告

◇平成21年度決算報告について高木 財政経理担当理事から報告があった。

時間の関係もございますので、別刷りの決算報告収支計算書の1ページ目をご覧いただきたいと思えます。

では、上の項から、事業活動収支の部です。事業活動収支、会費収入として5億923万円、予算対比101.7%、事業収入1億3,179万円、予算対比109.3%、会誌発行事業収入3,270万円、予算対比97.2%、分担金収入、会員証賠償保険広告料として300万円入っております。その他の収入として、学会貸付金回収収入1,000万円、雑収入が165万円、他会計繰入金収入として8,802万円、合計で事業活動収入としまして7億7,579万9,413円、予算対比81%になります。

続きまして、事業活動支出ですけれども、事業費支出6億1,700万6,975円、予算対比78%、事業支出内構成比としては80%になります。

各事業の内訳ですけれども、学術技術振興が予算対比110%、以下、事業名と予算対比で読ませさせていただきます。国際協力65.8%、精度保障37%、就労支援78%、国民医療向上安全対策89%、教育研修81%、会誌発行92%、渉外が56%で、組織対策63%であります。この事業内での比率としましては、会誌発行が29%、学術技術振興が26%、国民医療向上安全対策が16.7%で、この3事業の部分だけで70%を超える事業展開をさせていただきました。

続きまして、管理費支出ですけれども、9,295万円、予算対比75%、事業支出構成比としては12%になります。

次に、他会計の繰出金支出ですけれども、6,012万円、事業活動支出計としましては7億7,008万7,922円、予算対比80%になります。

事業活動収支差額としては571万円のプラスとなっております。

当期収支差額ですけれども、571万円で、次ページなりますけれども、前期繰越収支差額は1,915万円、次期繰越収支差額2,486万円となります。詳細につきましては3ページ以降、また他の会計内容につきましては後ろの方に載っておりますので、ご覧いただければと思います。

以上です。

《第三号議案》 平成21年度 監査報告

◇平成21年度監査報告について青山監事から報告があった。

監事の青山でございます。平成21年度の監査を、監事井上修さんとともに行いました。その結果は、お手元に配布されている三号議案である監査報告書ということで、平成22年5月10日付で会長あてに提出してございます。監査報告に代えまして、この報告書を読み上げさせていただきます。

当職は、社団法人日本臨床衛生検査技師会の平成21年4月1日から同22年3月31日までの平成21年事業年度に関し、財産の状況および業務の執行等について監査を実施いたしましたので、報告します。

1、監査の概要、当職は、適宜理事会に出席するほか、平成22年4月26日に重要な書類等を閲覧し、また必要に応じて理事および事務職員から業務執行等について聴取しました。

2、監査の結果、(1) 一般会計・各特別会計の貸借対照表をはじめ各帳簿類および各付属明細書は、いずれもおおむね適正かつ正確なものと認めました。

(2) 平成 21 年度の事業は適正に遂行されたものと認めました。

(3) 理事の業務執行は適正であり、不正の行為等は存在しないものと認めました。

以上でございます。

《第四号議案》 平成 22・23 年度代議員の選任について

◇平成 22・23 年度代議員の選任について才藤会長代行から別紙代議員名簿に沿って提案があった。

平成 22・23 年度代議員の選任について、次の代議員が選任されております。ご承認をお願いしたいと思います。

《質疑・要望》 以下の質問、要望があり、適宜 担当役員から回答した。

《質問》 奈良県 山本会員

3つ質問させていただきますが、まず1つは、私、今までずっと質問させていただいたんですが、臨床検査振興協議会への参加について、会長新たになられて、どういうお考えなのかをお聞きしたい点が1つ。

もう1つは、精度管理事業のシステムの方なんですが、私、この委員会の中に加わっておりまして、一応メーカーの要望順位を挙げたのですが、決定はわれわれとはちょっと違う決定になっております。非常に残念ですが、その運用の開始時期、最終的な運用が開始できる時期をできるだけ早くわれわれとしては展開していただきたいと思っております。それについてどういう計画をお考えなのかをお示しいただきたいのと、もう1点は、公益法人についてですが、今日のお話を聞くとちょっと分からないんですが、これは全くの私の個人的な意見として聞いていただきたいんですが、日臨技が公益法人を取得されるのであって、そうしますと会計とかいろいろなソフトが必要になってまいります。地方にも取りなさいというのが今までのスタンスだと思いますが、われわれの方にもそういう会計を供与していただきたいという部分が1つと、もう1点は、例えば奈良県が日臨技の支部化にさせていただくようにと手を挙げた場合に、それを了解できるあれを持っておられるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

以上3点です。

【回答】 執行部

小沼副会長：精度管理のシステムの方からお話し申し上げます。さきの4月の理事会で精度管理のシステム会社が決定したわけでありましてけれども、まだ決定をして、これからというところでありまして。実は、精度管理事業の方が進んでいますから、標準化もひっくるめて、とにかく早くやらなくちゃいけないのは十分分かっているわけでありましてけれども、非常に細部にわたってシステムの細かい内容が指示されていることと、それから今現在の JAMTIS とのリンクが一朝一夕にはいかないということで、最短でも来年度のスタートは厳しいだろうと思っています。期待するほどのことを言ってしまうとまずいので、恐らく施行は来年、再来年以降ということになると思っています。

高田会長：振興協議会については、会報 JAMT、あるいは決算総会などいろいろなところでも話になっていると思いますが、現在、キャッチボールをしていてボールは向こうにあります。われわれはそう思っております。向こうにボールが行ってから1年以上経過しておりますが返ってこないというのが経緯です。いろいろなところから、そこに入らなければ厚労省に対しては云々、あるいは先ほどもいろいろ出ておりましたけれども診療報酬が云々というのとはちょっと話が違います。この振興協議会を設立するときには、全くわれわれが関与していなかったということが1点。それから、その最後の会議をやったときに、ちょっと無理があるという提案がありました。われわれとしてはこういう意見を持っていると、われわれの技師会としてはこういう意見を持っているということを何点か申し上げました。それを踏まえた上で、再度、設立のときに変えていただきたいという要望をしました。その次に連絡来たのは設立総会することでした。われわれの意見が全く無視されたということだと思います。

それから、いろいろなことがありました。例えば、オブザーバーで会議に出れということと言われましたが、出なければよかったのにと思っています。話し合いや意見交換はいいのですが、出てしまったら、それは入ったのと同じになります。このように、ボールは向こうにあるという段階になっております。

それから、公益法人につきましては、先ほど申しましたように非常に厳しくなっているということは事実であります。ですから、日臨技が取るから都道府県も取ってくれというのはちょっと違います。都道府県と日臨技は違い、認可される場所も違います。中身も全然違いますから。ですから、そこは連動しては、かえって都道府県が困る事態になるのではないのかなと思っております。

それから、支部化の問題です。都道府県技師会を支部に入れる用意があるかといいますと、それはできません。それは明瞭にお答えしますが困難です、日臨技としては、日臨技は、支部を8支部持っているわけです。地区会と称していますが、支部でございます。それが組織でありまして、都道府県というのは組織にはなり得ません。都道府県の管轄は各行政、県ですから。そういう意味でも非常に無理があると思います。

それから、会計ソフトとかは、協力できるところは協力しますが、同じものを使うということは無理があると思います。今言ったように、行政が違うということがあります。従って、こちらのシステムを構築するということに、都道府県との協議もそれは難しいと思います。今までどっちつかずのお答えしているから、かえって迷っているのかなと思っておりますが、私は、はっきり今お答えしておきます。

《質問および要望》 岐阜県 竹村会員

実は、今の会長の話の続きですけども、私、この検査業界入ってきたのは2年なんです。それまでは教育職におったものですから、検査技師の組織ってどういう組織か全然知らなかったんですね。

なぜこういう質問するかというと、実は岐阜県の検査技師会の方が、なかなか会計上うまくいかなくなってしまうという経緯があります。それで値上げをとということになったんですけども、実際に僕がこの検査の業界に入ってくるまでは、検査技師会というのは1つの会だと思っていたんですよ。そうすると、今、会長から言われたように、日本検査技師会があって、なおかつまた県の技師会があると。会費集めるのは一緒くたに集めておいて、そういうときは「違うぞ」と言うのはどうかなと思うし、それからもう1つ、もし仮に僕が所属している岐阜県の技師会が破産したときに、日本検査技師会というのは「知らん」と言うんですか。例えば会員の権利というのは、それだったらほとんど守られないことになる。ちょっとその辺が僕は分からないので。

【回答】高田会長

先生、それきちつと認識していただきたいのは、私も前にお話しましたが、今、二重構造になっているんですね。二重構造になっているということは、県の技師会の会員と、それから日臨技というのは日本全国の会員、これは日臨技の会員ですね。

竹村会員：だけど、普通、僕は今まで10ほどの学会入っていますけど、こんな複雑な組織というのは初めて経験しました。

高田会長：まあ、聞いてください。二重構造になっている、分かりやすく言うと。それで、今は、都道府県の技師会、都道府県に所属する会員をもって構成するというのが定款になっております。ということは、都道府県の技師会に入会しなければならないのです。

竹村会員：そうすると、僕は……

高田会長：待ってください、先生。今発言していますから…。日臨技に入るためには都道府県の技師会に所属しなければだめです。ところが、都道府県の技師会に入るときには日臨技に所属しなくてもいいのです、今の定款の解釈というのは、その辺の不備というのは確かにございます。

それから、会費の徴収方法につきましては、これは日臨技が都道府県に委託をして、都道府県経由で集めているということです。だから、事務手数料は都道府県にお支払いをしているということです。今、先生は岐阜県ですか、岐阜県の県が破産しても、日臨技の会員としては残っております。岐阜県の会員だけという登録は別にして、そうでない限りは日臨技の会員としては残っております。これが今の組織です。

竹村会員：そうすると、岐阜県の組織に属さなくても日臨技の組織の権利は守られるということですか。

高田会長：先生、それ逆ですよ。都道府県の技師会に入らなければ日臨技の会員にはなれない。でも、県の会員だけというのも現にいます、ほかの県にも。今そういう構造になっているんですね。その辺のこれからの構想というのを後ほど話す予定になっております。

竹村会員：ですから、その複雑な組織をもう少しクリアにしてもらわないと、僕自身は外から来て、外から見えている検査技師会って、入ってきて初めて「何？ この組織は」という感じを受けました。

高田会長：先生、それは22年、23年度からの非常に貴重なご意見だと思いますので、それに沿った方向で、後でまたご説明申し上げます。

《要望》 兵庫県 酒井会員

先ほど会長の方から、教育に関して、一貫した教育をこれから行いたいというご意見がございまして、協議会の佐藤先生の方からも、指定校の問題で、今度24日に会議があるんですけども、そこで指定校化の委員会でもた方向性を決めたいということをおっしゃっていましたが、去年の3月、東京での会議で私も質問させてもらったんですけども、今の臨床検査技師の養成というのが、法律の受験資格の中に、いわゆる法律の中に保健衛生学を修めた者という定義がないんですね。言っている意味分かりますかね。保健衛生学を修めた者、これは獣医とか医師とか薬剤師は法律の中にあります。保健衛生学というものを修めた者が臨床検査技師の受験資格を取れるというのは、政令の第3項目のハにしかないんです。一段下のランクで、保健衛生学を履修した者が受けられると、こうなっているわけです。法律の第1項目は、3年制の教育を受けた者、といいますのは、大学に指定校がないからです。ところが、看護師は、去年、受験資格の第1項目に、文部科学大臣が指定する看護系の大学を卒業した者というのが入りました。ということは、4年制教育が看護師として公に認められたということですよ、第1項

目に入ってくるというのは。ところが、検査技師はいまだにない。だから、指定校化をしなければ、高度な医療とか、それから幅広く医行為を展開するときに、これは絶対不可能なわけですよ。その辺を去年も3月に私発言して、そのとき果たしてこれで十分皆さん分かっているのかなという、私、印象を持ったんですよ。どれほどそれを理解されているんだろうかという印象を持ちました。

それで、今日も2時間目、私の講義があったので、学生にこの事情を説明しまして、今日2時から日臨技の総会があるから、そういうことをちょっとお願いしてくると。今の若い人たちがプライドを持って受験できるような法律に変えてほしいなということに切に思っているわけです。この辺に関しまして、是非、日臨技の方からお力添えを願えればと思いますので、一言要望としてお伝えいたします。

《質問》 東京都 鶴岡会員

事務局の方にお答え願いたいんですが、会議の回数がゼロという会が全部でたしか11ぐらいあると思いますけど、このゼロという表記はどういうことを意味しているのかちょっとご説明願いたい。要望でも何でもなくて、単に表記上の問題かと思いますが、よろしくお願いします。

【回答】 金子専務理事

金子専務理事：0回というのはけしからぬという立場で……

鶴岡会員：いや、そういう意味じゃないんですが。

金子専務理事：経費を節約してよかったということでもないでしょうが、この中には開かれない方がいい委員会もございます。例えば、本来開かれていなければおかしい組織制度部会議0回というのは、定款・諸規程の検討委員会、それから公益事業規則推進委員会メンバーが、この組織制度部のメンバーと完全に一致しておりましたので、そちらの方でついでにやっていました。そのため、0回になっております。それから、精度保障事業部会に関しては、実際に実務的にワーキングや部会が具体的に動いていましたの。親委員会なり親の部会議が、結局0回というのは、何も検討しなかったとか、何も考えなかったということではございません。国際事業部の0回というのも、具体のことが多くございましたので、何か会議をやって国際的な政策を出すというようなところにまだ至っておりません。それから、倫理委員会、これは0回の方がよろしいかと思えます。

ご批判を受けるとすれば、事業の委託検討委員会0回というのは、ざっくり申し上げると、つくって、さてこれからというときに選挙がございまして、0回ということになりました。それから、環境問題の方は、医療安全と一緒にやったので0回ということ。それから、個人情報の保護委員会も、これも0回で別にいいわけです。それから、総合生涯教育委員会、これは学術の方の部会議と一緒にやっていたので0回ということ。e-ラーニングも同じで、学術部会の方でおこないました。それから、総合精度保障委員会、データ標準化部会というのは、この下のワーキングなり、例えば総合精度保障委員会というのは、精度管理調査部会、データ標準化部会の親委員会になりますので、形式的にも本来年に1回、その方向性を決めるために開かれるものですが、実務の方を優先して、実質的にはやっていますが、形式にやらなかったということでございます。

鶴岡会員：分かりやすい説明ありがとうございました。部というのは組織の区分ですので、今の説明でほぼ了解できるんですが、それにしても国際事業部が、例えば20ページにあるように、これだけのことをしているのに部会が1回も開かれていないというのはちょっと不思議に思いますが、それは感想として結構です。

質問追加させていただきますが、委員会というのは委員が任命されているものなんですか。

金子専務理事：そうです。委嘱ですね。

鶴岡会員：ということは、任命されている委員は、1年間一度も会議がなく1年間終えたというふうにとらえていいんですか。

金子専務理事：外部委員が委嘱されているようなものは、一度もないということはないと思います。

鶴岡会員：外部委員、それは0でない委員会ですね。

金子専務理事：はい。理事が委員を兼ねているような委員会が0だったと、幾つか。そういうことです。

鶴岡会員：今の説明で大変よく分かりました。ただ、私の意見として言いますと、いろいろな理由で0があるというのが分かりました。それぞれにきちっとしたというか、説明がつくものなんだということが分かりましたが、委員会の整理統合とか、今後そういう組織の、表記上も、会員が見て、0という表記はとても意味が分かりません。その後、事業部の事業報告がありますので、この辺の表記をもう少し分かりやすくしていただきたいのと、臨時で開かれればよいような委員会は整理統合するような方向というのも考えていただきたいというのが意見です。

高田会長：先生のおっしゃるとおりです。それを踏まえて、22年度の委員会というのは、絶対必要なものというのがありますから、それを外して10委員会ぐらいしか置きませんでした。今までは、いろいろな人間がダブってやっているのですね。そうすると、本当に物理的に出られないということがあります。今度われわれが新しくつくった委員会というのは、1つのものしか入っておりませんので、同時に委員会が進めるように、あるいは部会が進めるようにという組織を組みました。これからはゼロということが出てこないというふうに思っております。先生のご意見そのとおりで思っております。

鶴岡会員：ありがとうございます。もう1点よろしいですか。これは単に意見ですが、会長に、すみません。

先ほどの岐阜県の方の質問とその回答を聞いて思ったんですが、本会の定款によりますと、会員の資格というのは、都道府県技師会に属している会員をもって構成するという文面があります。そうすると、例えばある県の技師会が消失してしまった場合には、その会員は県の技師会の会員ではありませんので、日本臨床検査技師会には入れないということになってしまいますね。この定款どおり酌んでしまうと、そういうことになります。もしそれがそうでないとしたら、県の技師会に入らずに日臨技だけに入ることも可能だということになってしまいます。

それはできますか。地区技師会に入らずに日臨技に入ることはできないですね。

高田会長：おっしゃるとおり、今の定款ではできません。

《要望》 長野県 中村会員

よろしくお願ひします。質問、要望は3点あります。

まず、1点目ですけれども、53番の日臨技主導による認定制度に関しまして質問ならびに要望なんですけれども、私も、このうちの1種類、認定一般検査技師しか取らせていただいておりますので、ほかに関しましては分かりませんが、あり方委員会等々もありますが、今後取得をした後、更新をしていくと思うんです。

それで、ことしの1月、ちょっと内輪の話になりますが、認定一般検査技師の講習会がありまして、いろいろな意見交換がありました。ホームページと申しますか、一般検査技師についての更新単位につきましては、かなり詳しくいろいろ厳しい更新単位を挙げられています。

質問なのですが、1つ、まず全国もしくは地区の日臨技主催の講習会に限ると申すふうに書いてあったように思うんです。私の誤解でしたら、この場で謝罪いたしますけれども、日臨技に限られているということは、今後変更されるおつもりはないのでしょうか。それが1点。

それについての要望ですけれども、ないのであれば、そのご意見その場で伺ったことによると、平均的な技師ではなく、その施設で教育できるというか、ちょっと語弊がありますが、ハイレベルな技師を育成したいというのが目標だと伺っております。そのためには、私の知るところでも、数カ所の研究会とか、またほかの検査に関する学会等もございます。そういったところで開催されている研修会への参加は、講習基準単位として認定されるのでしょうか。

《回答》 米坂副会長

当然、日臨技、地区、それから都道府県の研修会が更新のために活用していくというのはありますので、そういう方向で考えてまいります。

それから、そのプログラムの内容等は、専門の委員等も含めて吟味していきたいと思えます。

それから、指導的な立場で取っていただきたいというのは、確かにそういうことはありますから、今後、認定を取得された方が後輩指導に大いに励んでいただいて、社会的な還元を図っていただくというような方向にぜひ進めてまいりたいと思えます。ご意見はご意見として賜りたいと思えます。

《要望》 長野県 中村会員

第2点目につきまして、数年前になりますので、今システム変わっていたら申し訳ございません。JAMTに、日臨技あてにパソコンから意見を送らせていただいたことがあるんですが、その送った内容がどうかなとプリントしようと思ったら、スクロールでうまく印刷できなかったということと、それに対するコメントが日臨技の理事の方から、お答えというか、ご返答がないままになっていたんですね。それについては、やはり意見を出した者に1行でもいいからお返事というのをいただきたいし、出した者も一応ちゃんとワードとかに書いておけばいいんですけど、書きっ放しで出したときに、プリントができないというのもちょっと頭が整理できませんので、その辺はご改善をいただきたいと思えます。それが2点目です。

3点目ですけれども、女性部会というものを立ち上げられたということで、これは私の個人的な偏見かもしれませんが、やはり少子化により、世帯を持たれた、2子対象というか、そういった女性に対する支援は非常にされていると思えます。ただし、人生には、人間にはいろいろな生き方あると思うんですね。ですので、そういった女性についても広く全体ということでお考えいただきたいと思うのと、それとは別に、これはご提案なのですが、非常に少ないでしょうけど、障害を持たれた方も、若干ながら、実は私もそうですが、臨床検査技師として社会にある意味では、小さいですけれども、自負を持って、それが生きがいとして生きている者もおります。そういった者の部会というものの設立などもあれば、部会とまではいなくても、小さなミニのそういった意見交換会というか、あればいいなと感じております。

《要望》 広島県 丹下会員

質問というよりも、要望としてお聞き入れいただきたいんですけども、昨年の総会におきましても、日臨技がチーム医療推進協議会に加わっていないということを指摘されたわけなんですけれども、そういったことも影響があるかどうか分かりませんが、このたび平成22年4月30日付で厚労省の医政局長より、各都道府県知事あてに「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」という通知をご存じでしょうか。

その内容を見てみますと、関係法令に照らし、医師以外の医療スタッフが実施することのできる業務の内容が整理されたもので、薬剤師をはじめ理学療法士とか作業療法士、管理栄養士、臨床工学技士、さらに臨床放射性技師においては、実施することのできる業務が具体的に記載されております。しかし、臨床検査技師に関しては何も記載がありません。名前の挙がった医療スタッフ以外の職種としてその他扱いとなっております。これではちょっとモチベーションが全然上がってきません。

特に、民間の中小病院で頑張っている技師の皆さんにおきましては、その施設でのポジショニング、とりわけ雇用問題においては非常に不安を持っております。

そういった現状を踏まえまして、高田会長をはじめ新執行部におかれましては、厚労省の推進するチーム医療の政策の波に乗り遅れないように事業を展開していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

《質問》 長野県 今井会員

前回の3月のときに、このチーム医療の話は出ていると思うんですね。そのときに、副会長さんだったと思うんですけど、一度出て、一度は出たけど意味が分からなかったから脱退したというような意見があったような気がするんですけど、そこら辺についてもう一度お話をいただきたいなど。

《回答》 才藤会長代行

メディカルのジャーナリストが最初に立ち上げたチーム医療の件でございますが、これは、放射線技師会が一緒になってこういう会を立ち上げたという経緯があります。そういったコメディカルの人々に話をかけてこれが立ち上がってきたということで、我々にとって、それが、本当に日臨技のためにどうなのかをいろいろと検討してまいりましたが、どうも目的とかそういったものが、はっきりしないということで、一応オブザーバーみたいな形で出席したという経緯がございます。まだはっきりとこれは結論を出しておりません。

《質問》 長野県 今井会員

結論を出していないというのは、今後は参加する意思があるんですか。

《回答》 高田会長

私の方からよろしいですか。まさに先生言われるとおりののですが、逆に参画あるいは行政に言ってしまうと、逆に抑えられてしまうということがあることはお分かりいただきたいと思っております。

例えば今回やっているワクチンの問題、それから難病の問題とか、ああいう問題も要望は上がってきています。しかし、簡単に出してしまったら、先に手を打たれます。チーム医療もそうです。それはやっていなかったのではなくて、やっておりました。オブザーバーとして出ていました。

結果的にあそこで審議されているというのは、看護師のことがほとんどになっています、ご存じのとおり。それで、チーム医療の推進の11回までの議事録が厚労省のホームページに出ていますから、読んでいただくと理解していただけるのかなと思います。行政に言ってしまうと、行政はいつも3師なのです。医師、看護師、薬剤師とかその辺になってしまうのです。そこに全部が組み込まれてしまうというのがございます。確かにわれわれの力がなかったと言えればそれまでですけども、逆にそういうものに関しては、臨床検査技師会として単独の方が有効なものもあると思っております。先生のおっしゃることも確かに分かりますが、その辺は単独でやった方がいいのか、チームでやった方がいいかということを見きわめてやっていきたいと思っております。

- ◇ 第一号議案 平成21年度事業経過報告 採決
拍手による採決の結果、拍手多数により提案どおり、第一号議案は承認された。
- ◇ 第二号議案 平成21年決算報告 採決
拍手による採決の結果、拍手多数により提案どおり、第二号議案は承認された。
- ◇ 第三号議案 平成21年監査報告 採決
拍手による採決の結果、拍手多数により提案どおり、第三号議案は承認された。
- ◇ 第四号議案 (追加議案)
平成22年、23年度代議員の選任につて 採決
拍手による採決の結果、拍手多数により提案どおり、第四号議案は承認された。

◇ 予備提案 《平成22年度事業執行にあたり》 高田会長

私の方から、時間の関係でかいつまんでお話しします。先ほどから出ております公益法人与自然法人の法人申請につきましては、これは今年度中に決めてしまわなければならないことです。それに伴います定款につきましては、23年3月の定期総会で改正案を提案します。現在、骨格はでき上がっておりますけれども、さらに少し調整しながら提案したいと考えております。

それから、公益を取るか、公益を取らないかでございますと、先ほどお話ししたように、80%と申しますのは、項目だけでいってしまうと取れるということになります。でも、それがなぜ問題かという、それは間接公益なのですね。直接国民に対する公益でなくて、二次的な公益と認定されます。精度管理事業をやって、良いデータを出す。そのデータはドクターの指示により、そのドクターに結果を出す。ドクターは患者に対して処置する。これでは、間接的なものになってしまうということが、非常に問題になってきます。現在、この80%の事業をさらに仕分けをするように依頼してございますので、それを見てからでなければ決められないということです。6月に内閣府の相談窓口に申し込んでおりますので、行ってまいります。それを受けて、全く今のままの事業体系で認定が受けられないのであれば、あえて公益という名前を付ける必要はないと思っております。公益になってしまいますと、存続か解散かという道があります。一般になりますと、今後、存続か公益かという道があり、解散ということは考えられません。それはどちらがいいかということですね。その辺は、8月の会長会議および代議員会の合同のところでご説明をして、そこでほとんど決めてしまわなければならない問題だと思っております。ただ、定款につきましては、一般になろうが、公益になろうが、一緒ですから来年の3月に提案する準備は進

めております。それから、公益か一般かというのは、要するに会員の皆さんが求めているのは、外向きに事業をするか、内向きに事業をするかということの1点だと思いますので、また8月にご説明申し上げます。

それから、賠償責任保険リンクスの全員加入ということを現執行部が打ち出しております。これは今年度12月に集めていきますが、お約束したことです、やる方向です。

ただ、会費の自動引き落としの問題があります。これは、平成20年度事業からの継続事業なのです。ですから、これは、今年度秋ぐらいまでには決着をつけなければなりません。会費の自動引き落としを1つのツールとして、賠償保険リンクス全員加入をすることを、詳しく8月に説明を申し上げます。

それから、もう1点、精度管理と標準化です。これもちょっと遅れておりますけれども、認証制度につきましては22年度で必ずやります。それから、精度管理も、先ほど言いましたように施設としては増えておりませんので、増やすような努力はしてまいります。ただし、これは検査をする側、データを出す側の責任ということを皆さんはもう少し考えていただきたいと思います。

どういうことかといいますと、精度管理事業は毎年やっていることです。これについては相当前から予定をお知らせしています。しかし、1カ月以上もたってから、忘れたからこれを受けてくれとかということが結構あります。これは毎年のことです。こういうことをしては、検査する側の責任とは言えません。これから組織が変わって、一般でも公益でも、こういうことは許されることではございません。データを出す責任としてわれわれも共通の認識を持っていただきたいというのはお願いです。今年度も、ある程度、検体は余っていますから入れましたが、来年からはできなくなると思っております。

それから、先ほどのチーム医療のことがありましたが、医行為と医療行為のすみ分けのことです。さきにごあいさつしたように臨床の先生ともお話をしています。それを先生方も待っているということなので、われわれもそこまで勉強していくということです。先生方自ら「検査は任せた」と言っていただきたいという話はしておりますので、そこに向けてやっていきます。

それから、話は戻りますが、公益について問題になるのは、精度管理と学会と出版です。なぜかといったら、間接公益にしか当たらず、現在、認定がされないだろうということになっております。

これらは予備提案ということでお話しましたが、8月の全国会長会議を経て、その後、正式な提案をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で議案審議がすべて終了。

議長は総会役員及び書記を解任し、挨拶の後、降壇した。

司会者から閉会の辞が述べられ、午後4時に終了・散会した。

平成22年5月21日

総会議長 長沢 光章

総会議長 板羽 秀之

議事録署名人 堀川 良則

議事録署名人 岡田 健